

二十七 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前																									
<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9 の 2 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>1 措置法令第 39 条第 19 項各号又は第 28 項……………</p> <p>2 措置法令第 39 条の 99 第 5 項各号又は第 13 項……………</p> <p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)－1 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:25%;">内 容</th> <th style="width:15%;">発 行 者</th> <th style="width:15%;">根拠条項</th> <th style="width:30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤③</td> <td>土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第 109 条第 1 項に規定する減価補償金(以下⑤③の 2)において「減価補償金」という。)を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤③の 2</td> <td>地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこと</td> <td>(イ) 当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業と</td> <td>国土交通大臣(当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事)</td> <td>※ 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、都道府県、市町村その他政令(被災市街地復興特別措置法施行令第 5 条)で定める者(独立行政法人都市再生機構、独立行</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑤③	土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第 109 条第 1 項に規定する減価補償金(以下⑤③の 2)において「減価補償金」という。)を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために……				⑤③の 2	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこと	(イ) 当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業と	国土交通大臣(当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事)	※ 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、都道府県、市町村その他政令(被災市街地復興特別措置法施行令第 5 条)で定める者(独立行政法人都市再生機構、独立行	<p>(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)</p> <p>64(3)－9 の 2 ……………</p> <p>④ ……………</p> <p>1 措置法令第 39 条第 19 項各号……………</p> <p>2 措置法令第 39 条の 99 第 5 項各号……………</p> <p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4)－1 ……………</p> <p style="text-align: center;">別表 1 収用証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:25%;">内 容</th> <th style="width:15%;">発 行 者</th> <th style="width:15%;">根拠条項</th> <th style="width:30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤③</td> <td>減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるため……</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑤③	減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるため……			
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																						
⑤③	土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第 109 条第 1 項に規定する減価補償金(以下⑤③の 2)において「減価補償金」という。)を交付すべきこととなるものに係る公共施設の用地に充てるために……																									
⑤③の 2	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行する同法による被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこと	(イ) 当該被災市街地復興土地区画整理事業が減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業と	国土交通大臣(当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事)	※ 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、都道府県、市町村その他政令(被災市街地復興特別措置法施行令第 5 条)で定める者(独立行政法人都市再生機構、独立行																						
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																						
⑤③	減価補償金を交付すべきこととなる土地区画整理法による土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるため……																									

改 正 後			改 正 前		
<p>ととなるものの施行区域（土地区画整理法第2条第8項に規定する施行区域をいう。）内に<u>ある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られた場合</u></p>	<p><u>められる旨の証明</u> <u>(v) 当該被災市街地復興土地区画整理事業に係る公共施設の整備改善に関する事業の用地に充てるための土地等の買取りにつき国土交通大臣（当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行者が市町村である場合は、都道府県知事）の承認を受けて当該被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域（土地区画整理法第2条第8項に規定する施行区域をいう。）内にある当該土地等を買取った旨の証明</u> <u>（当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの</u></p>		<p><u>政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社）が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう（被災市街地復興特別措置法第8条）。</u></p>		

改 正 後					改 正 前		
	<u>対価の額の記載があるものに限るものとし、代行買収(※)の場合にあつては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載もあるもの。</u>						
<u>53の3</u> 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域(都市計画法第12条第2項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。)内にあ る土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者(土地開発公社を含む。)に買い取られた場合	<u>次に掲げる証明(当該土地等の所在地及び面積並びに当該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに当該第二種市街地再開発事業の施行者の名称及び所在地(代行買収(※)の場合)にあつては、当該施行者の名称及び所在地並びに当該代行買収を行う者の名称及び所在地)の記載があるものに限る。)</u> <u>(i) 当該土地等が当該第二種市街地再開発事業の施行区域内の土地等であり、かつ、当該事業の用</u>	国土交通大臣	<u>措置法64条1項3号の7</u> <u>措置法規則14条5項5号の12</u>	<u>※ 「代行買収」については、53の2の「備考」欄の※参照</u>	(新 設)		

改 正 後					改 正 前				
	<u>に供されることが確実である旨の証明</u> (b) <u>当該第二種市街地再開発事業につき都市再開発法第51条第1項又は第58条第1項の規定による認可があることが確実である旨の証明</u>								

二十八 第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除)) 関係

改 正 後					改 正 前				
(代行買収における証明書の発行者)					(代行買収における証明書の発行者)				
65 の 2-13 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号の 5 から第 5 号まで、 <u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u> 、第 8 号又は第 11 号……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号の 5 から第 5 号まで、 <u>第 5 号の 11、第 5 号の 12</u> 、第 8 号又は第 11 号…………… ………					65 の 2-13 ……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号の 5 から第 5 号まで、第 8 号又は第 11 号……………措置法規則第 14 条第 5 項第 2 号から第 4 号の 2 まで、第 4 号の 5 から第 5 号まで、第 8 号又は第 11 号……………				

二十九 第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 3-4					65 の 3-4				
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③	府県知事(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、その長)		③	府県知事(指定都市にあっては、その長)	
③の 2)	(i) (ii)緑地保全・緑化推進法人等……当該緑地保全・緑化推進法人	……緑地保全・緑化推進法人等……	※ 「緑地保全・緑化推進法人等」……緑地保全・緑化推進法人(……定めがあるものに <u>限る。</u>)をいう。	③の 2)	(i) (ii)緑地管理機構等……当該緑地管理機構等……	……緑地管理機構等……	※ 「緑地管理機構等」……緑地管理機構又は特定緑地管理機構(都市の低炭素化の促進に関する法律第 46 条第 1 項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第 69 条第 1 号ハに掲げる業務を行うものをいう。)のうち、……定めがあるものをいう。
⑤ 森林法第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定……同法第 41 条の規定により指定された保安施		⑤ 森林法……保安施設地区内の土地が保安施設事業……	

改 正 後					改 正 前				
設地区内の土地が 同条第3項に規定 する保安施設事業 ……									

三十 第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)					(2以上の3号該当土地等の譲渡がある場合の取扱い)				
65の4-9 ……………					65の4-9 ……………				
(注) ……………同条第3項……………					(注) ……………同条第2項……………				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65の4-17 ……………					65の4-17 ……………				
別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑳ ……………	……………	……………	……………	※1 …………… ※2 …………… ※3 ……………	⑳ ……………	……………	……………	……………	※1 …………… ※2 …………… ※3 ……………
……………	……………	……………	……………	……………(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下「地方拠点都市地域整備等促進法」という。)第22条第3項又は被災市街地復興特別措置法第8条第3項……………)	……………	……………	……………	……………	……………(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下「地方拠点都市地域整備等促進法」という。)第22条第3項……………)
……………	……………	……………	……………	……………(地方拠点都市地域整備等促進法第21条第1項又は被災市街地復興特別措置法第7条第1項)。	……………	……………	……………	……………	……………(地方拠点都市地域整備等促進法第21条第1項)。

改 正 後					改 正 前				
3項……									
⑳ ……	(i) …… (ii) ……	……の施行者			㉑ ……	(i) …… (ii) ……	……を施行する者		
㉑の2) 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第17条第11項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき	当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があった旨を証する書類（当該対価の額の記載があるものに限る。）	被災市街地復興土地区画整理事業の施行者	措置法65条の4 1項21号の2 措置法規則22条の5 1項26号、21項		(新 設)				
㉒ ……			措置法規則 22条の5 1項27号		㉒ ……			措置法規則 22条の5 1項26号	
㉒の2) ……			措置法規則 22条の5 1項28号		㉒の2) ……			措置法規則 22条の5 1項27号	
㉓ ……			措置法規則 22条の5 1項29号		㉓ ……			措置法規則 22条の5 1項28号	
㉔ ……			措置法規則 22条の5 1項30号		㉔ ……			措置法規則 22条の5 1項29号	

改 正 後					改 正 前				
㊦			措置法規則 22条の5 1項31号		㊦			措置法規則 22条の5 1項30号	

三十一 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65 の 5-2					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65 の 5-2				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
㊦	……木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項… …準用する場合、木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第9条第2項又は第3項の規定により読み替えて適用される森林法第12条第3項において準用する場合……				㊦	……木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項… …準用する場合……			

改 正 後	改 正 前

三十二 第 65 条の 7～第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>工場等の建物及びその附属設備の範囲</u>)</p> <p>65 の 7(1)－17 措置法令第 39 条の 7 第 2 項に規定する工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設 (福利厚生施設を除く。以下「<u>工場等</u>」という。) ……………<u>工場等</u>……………<u>工場等</u>……………<u>工場等</u>……………</p> <p>④ <u>同条第 4 項に規定する事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設 (福利厚生施設を除く。以下「<u>事務所等</u>」という。) 及びその附属設備についても、同様とする。</u></p> <p>(<u>工場等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義</u>)</p> <p>65 の 7(1)－19 ……………<u>第 3 号</u>……………<u>工場等 (同号の上欄の土地等) 等</u>にあっては、<u>事務所等</u>) ……………</p> <p>(<u>工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲</u>)</p> <p>65 の 7(1)－20 ……………<u>第 3 号</u>…………… 同表の第 7 号……………</p> <p>(<u>工場等の用とその他の用に共用されている建物の判定</u>)</p> <p>65 の 7(1)－21 ……………<u>第 3 号</u>……………<u>工場等 (同号の上欄の建物</u></p>	<p>(<u>事務所等の建物及びその附属設備の範囲</u>)</p> <p>65 の 7(1)－17 措置法令第 39 条の 7 第 2 項及び第 4 項に規定する<u>事務所</u>、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設 (福利厚生施設を除く。以下「<u>事務所等</u>」という。) ……………<u>事務所等</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>(<u>事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義</u>)</p> <p>65 の 7(1)－19 ……………<u>第 4 号</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>(<u>事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲</u>)</p> <p>65 の 7(1)－20 ……………<u>第 4 号</u>…………… 同表の第 9 号……………</p> <p>(<u>事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定</u>)</p> <p>65 の 7(1)－21 ……………<u>第 4 号</u>……………<u>事務所等</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>にあつては、事務所等。以下 65 の 7(1)-21 において同じ。) ……………</p> <p><u>工場等</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………<u>工場等</u>……………<u>工場等</u>……………</p> <p>2 建物について<u>工場等</u>……………</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7(1)-22 ……………</p> <p><u>同表の第 7 号</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>65 の 7(1)-24 <u>削 除</u></p> <p>65 の 7(1)-25 <u>削 除</u></p>	<p><u>事務所等</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………<u>事務所等</u>……………<u>事務所等</u>……………</p> <p>2 建物について<u>事務所等</u>……………</p> <p>(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>65 の 7(1)-22 ……………</p> <p><u>同表の第 9 号</u>……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p><u>(土地が共有地である場合の面積)</u></p> <p>65 の 7(1)-24 <u>法人が土地に係る共有持分(借地権に係る準共有持分を含む。以下 65 の 7(1)-24 において同じ。)を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該土地等の面積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積による。</u></p> <p><u>(仮換地が指定された土地の面積)</u></p> <p>65 の 7(1)-25 <u>法人が土地区画整理法等により仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該仮換地の面積による。</u></p> <p><u>(土地が借地権等を設定されている場合等の面積)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7 (1) - 26 <u>削 除</u></p> <p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 2 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 3 ……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号</u>…………… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 4 …………… ……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>65 の 7 (1) - 31 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 8 号</u>……………</p>	<p>65 の 7 (1) - 26 <u>法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下 65 の 7 (1) - 26 において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定に係る土地の面積による。</u></p> <p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 2 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 3 ……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号</u>…………… ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</p> <p>65 の 7 (1) - 30 の 4 …………… ……………<u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(船舶の範囲)</p> <p>65 の 7 (1) - 31 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 31 の 2<u>第 9 項第 2 号イ又はロ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 8 号</u>.....</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1) - 38<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1) - 39<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1) - 40</p> <p>.....<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>第 7 号</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p>	<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 31 の 2<u>第 9 項第 2 号ロ</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(日本船舶の意義)</p> <p>65 の 7(1) - 32 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号</u>.....</p> <p>(買換取得資産等の取得の日)</p> <p>65 の 7(1) - 38<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p>65 の 7(1) - 39<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>65 の 7(1) - 40</p> <p>.....<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>第 9 号</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7(1) -41 …………… ……………<u>第 7 号</u>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) -12 …………… ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、<u>第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで</u>、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 4</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… ④ 1 ……………</p> <p>2 <u>措置法第 45 条第 2 項</u>に規定する<u>産業振興機械等</u>(以下「<u>産業振興機械等</u>」という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため<u>同条第 4 項</u>の規定により益金の額に算入されたときはその後<u>産業振興機械等</u>を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、<u>産業振興機械等</u>をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該<u>産業振興機械等</u>を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、<u>それぞれ措置法第 45 条第 2 項</u>の規定の適用を受けることができる。</p>	<p>65 の 7(1) -41 …………… ……………<u>第 9 号</u>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) -12 …………… ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、<u>第 42 条の 10 から第 42 条の 11 の 2 まで</u>、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 5</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… ④ 1 ……………</p> <p>2 <u>措置法第 47 条第 1 項</u>に規定する<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>(以下「<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>」という。)について措置法第 65 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用 (<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、貸家の用に限る。以下同じ。</u>) に供した後その取得の日から 1 年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため<u>措置法第 65 条の 7 第 4 項</u>の規定により益金の額に算入されたときにおいても、その後<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>を事業の用に供したときは、<u>当初に当該法人の事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち、再び事業の用に供している期間については、措置法第 47 条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</u>しかし、<u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>をその取得の日から 1 年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第 65 条の 7 第 4 項の規定により益金の額に算入されたときは、<u>その後当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅</u>を事業の用に供した日以後 5 年以内の期間のうち事業の用に供している</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) -13措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 4</u>、第 43 条か ら第 44 条まで、第 44 条の 3、第 44 条の 5 から第 48 条まで.....</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>65 の 7(4) -4措置法第 65 条の 8 第 1 項括弧書<u>又は第 19 項</u>の規定(同法第 68 条の 79 第 1 項括弧書<u>又は第 20 項</u>.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) -8 <div style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</div> <p>1 2 3 4「特別勘定に経理した金額 <u>36</u>」、「繰入限度超過額 <u>39</u>」、「当</p> </p>	<p>期間については、<u>措置法第 47 条第 1 項</u>の規定の適用を受けることができ る。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) -13措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から<u>第 42 条の 11 の 2</u>まで、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 5</u>、第 43 条か ら第 44 条まで、第 44 条の 3、第 44 条の 5 から第 48 条まで.....</p> <p>(取得指定期間の延長をした場合の特別勘定)</p> <p>65 の 7(4) -4措置法第 65 条の 8 第 1 項括弧書の規定(同法第 68 条の 79 第 1 項括弧書.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) -8 <div style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方</div> <p>1 2 3 4「特別勘定に経理した金額 <u>33</u>」、「繰入限度超過額 <u>36</u>」、「当</p> </p>

改 正 後	改 正 前
初の特別勘定の金額 <u>40</u> 」 ……………	初の特別勘定の金額 <u>37</u> 」 ……………
5 ……………	5 ……………
6 ……………	6 ……………
(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 8 号</u> ……………	(1) <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 10 号</u> ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(4) ……………	(4) ……………
7 ……………	7 ……………
(法第 50 条との選択適用)	(法第 50 条との選択適用)
65 の 7(5) - 1 ……………	65 の 7(5) - 1 ……………
…………… <u>措置法令第 39 条の 7 第 47 項</u> ……………	…………… <u>措置法令第 39 条の 7 第 46 項</u> ……………

三十三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)、</u> <u>租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 114 号)及び</u> <u>租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年財務省令第 24 号)</u> <u>をいう。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則 により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含 む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達によ る改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>(経過的取扱い(2)…平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等の特別償却又は法人税額の特別控除)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前の 42 の 12 の 5－1 から 42 の 12 の 5－8 までの取扱いは、法人が平成 29 年 4 月 1 日前に取得等をした生産性向上設備等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)…平成 28 年 10 月 1 日前に認定等を受けた法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等の割増償却)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前の 48－1 から 48－3 までの取扱いは、平成 28 年 10 月 1 日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 36 号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「旧効率化法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた法人又は同日前に旧効率化法第 7 条第 1 項に規定する確認を受けた法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>